

## きょうだい情報の申告について

貸与奨学金及び給付奨学金（授業料等減免を含みます）の判定には、住民税（市町村民税）の情報を用いています。令和7年度税制改正により住民税に「特定親族特別控除」が創設され、奨学金制度においても、令和8年度以降、その対象となる特定親族※1のうち、一定程度の収入等※2を有する者については、多子世帯であるかどうかの判定における「子ども」に加える等の対応を行うこととなりました。例えば、申込者本人に大学生相当の年齢かつアルバイト等で年間150万円程度の収入を得ているきょうだがいる場合、従来はそのきょうだいは「子ども」に加えることができなかったものの、今年度からは「子ども」として扱うことができるようになりました。

しかしながら、当機構から取得できる情報には、特定親族の収入等の情報が含まれていないため、申込者に「18歳早生まれ（今年度実施の予約採用においては生年月日2007年1月2日～2007年4月1日）、かつ特定親族に該当し得る収入があるきょうだいが存在する」かどうかは、当機構から捕捉することができません。このため、各申込者は、自身に該当するきょうだいが存在するかどうかを確認したうえで、存在する場合には、その情報を当機構に申告する必要があります。申告は、当機構のホームページ上で行います。申告がない場合は、「子ども」の数への加算は行いません。

### ○（独）日本学生支援機構ホームページ

【2027年度大学等予約採用申込者専用】18歳早生まれのきょうだいの申告について

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/hayaumare.html#18>

※1 19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が58万円（他に所得がない場合において給与収入で（以下単に年収という）123万円）を超え扶養親族に該当しなくなった場合であっても、一定の合計所得金額までであれば、その親等について、一定の所得控除を受けられるようにする「特定親族特別控除」の対象となる子等のこと。

※2 合計所得金額58万円超95万円以下（年収123万円超160万円以下）